

府政防第177号
総財地第33号
消防災第27号
令和2年2月27日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

内閣府政策統括官（防災担当）
（ 公 印 省 略 ）

総務省自治財政局長
（ 公 印 省 略 ）

消 防 庁 次 長
（ 公 印 省 略 ）

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第号）が、本日公布されました。

本政令は、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた地方公共団体の財政負担を軽減するため、当該災害に係る歳入欠かん

等債について、必要な事項を定めるものです。

詳細は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の関係市区町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

第1 平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん等債の取扱い

平成29年度及び平成30年度に加え、令和元年度及び令和2年度にも発行を可能とすることとしたこと（第1条関係）。

第2 平成30年7月豪雨による災害に係る歳入欠かん等債の取扱い

災害が発生した年度及び令和元年度に加え、令和2年度にも発行を可能とすることとしたこと（第2条関係）。

第3 施行期日

本政令は、公布の日から施行することとしたこと（附則関係）。